

復興・創生期間に向けた新たな課題への対応

＜基本的な考え方＞

平成28年3月に集中復興期間が終了し、復興・創生期間初年度を迎えるにあたり、以下の基本的な考え方をもとに取り組む。

- ・ハードの復興は着実に進展しており、ハードだけでなく、ソフトも含めてきめ細かに対応
- ・福島原子力事故災害地域等の再生と回復の遅れている分野への重点的な支援
- ・自立も視野に入れた対応

＜主な課題への対応＞

復興の進展に応じて生じる課題に対し、税制や予算などを活用し的確に対応

1. 被災者支援総合交付金の創設

・長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴って生じる課題に対応するため、支援メニューの追加や事業を統合し取組を強化。(27年度59億円⇒28年度220億円)

2. 防集移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ

・税制上の特例措置を設けた上で、利活用に関する基本的な考え方、検討を進めるに当たって参考となるガイドライン、市町村向け説明会の開催を内容とする施策のパッケージを策定。

3. 観光復興等に向けた本格的な取組

・東北観光アドバイザー会議を設置し、インバウンドを中心とした東北観光の課題と対応策の提言を受け、東北観光復興元年として観光復興を強力に推進。そのため、関係予算を大幅に増額。(27年度5億円⇒28年度50億円(注))

(参考)平成22年と平成26年の外国人宿泊数の比較

	平成22年	平成26年	増減率
全国	2,602万人	4,207万人	161.7%
東北6県	51万人	35万人	70.1%

・水産加工業の販路回復のためにセミナーの開催、新商品開発のための機器の導入等を支援するなど、復興水産加工業等販路回復促進事業等を増額。(27年度9.5億円⇒28年度18億円(注))

(注)27年度補正を含めるとそれぞれ52億円、20億円。

4. 原災地域を中心とした産業・生業(なりわい)の再生

・除染や福島再生加速化交付金等による帰還促進などに加え、新たな立地補助金(320億円)や原子力災害による被災事業者支援(13億円)の創設、「福島イノベーション・コースト構想」への取組(145億円)により、原災地域を中心とした産業・生業(なりわい)の再生を推進。

(参考1)「原子力災害による被災事業者支援」は27年度補正で228億円の基金を創設予定。

(参考2)既存の立地補助金は基金残を活用し、今まで通り津波浸水地域と福島県全域を対象に現行の事業を継続。

5. 震災記憶の風化、風評への取組の強化

・震災から5年の節目を迎えることを踏まえ、震災の経験と教訓を国民全体で共有するとともに、復興の現状について国内外を問わず、正確に情報発信する取組を関係省庁・地方自治体・民間と連携して展開する。

1. 被災者支援総合交付金の創設

長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴って生じる課題に対応するため、支援メニューの追加や事業を統合し取組を強化。(27年度59億円⇒28年度220億円)

総合交付金の支援メニュー

1. 被災者支援総合事業

被災地での
重要課題に
対応するため
メニュー追加

住宅・生活再建支援

- ・再建の見通しが立たない方への相談体制強化



コミュニティ形成支援

- ・移転に伴うコミュニティづくり等の活動支援



心の復興

- ・閉じこもりがちな高齢者等の生きがいづくり支援



被災者生活支援

- ・仮設住宅等での日常生活の困り事へ対応



県外避難者支援

- ・帰還・生活再建に向けた相談支援・情報提供



など

2. 被災者見守り・相談支援事業【拡充（見守り関連事業の一元化）】

- 相談員による日常的な見守り・相談支援を支援（緊急雇用で実施されてきた見守り等も支援）



3. 子どもに対する支援

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業、福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業)



- 子育て家庭への訪問相談、遊び場の確保、福島の子供の自然体験活動等を支援。

4. 仮設住宅サポート拠点運営事業

- 仮設住宅に併設施設で、高齢者等の総合相談・生活支援等を支援



5. 被災地健康支援事業

- 巡回健康相談等の活動や、それを担う保健師等の確保を支援



2. 防集移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ

税制上の特例措置を設けた上で、利活用に関する基本的な考え方、検討を進めるに当たって参考となるガイドンス、市町村向け説明会の開催を内容とする施策のパッケージを策定。

◎防集移転元地等の利活用に関する「基本的な考え方」の作成

- 国は復興のために真に必要な事業について支援
- 市町村は土地利用に係る計画を策定し、なりわいの再生や新たなニーズに対応したまちづくりを実施
 - ・必要な事業の実施にあたっては、既に多く保有している移転元地を極力活用
 - ・用地の取得は公有地と民有地の交換を基本とし、公有地と民有地を各々集約したまちづくりを図る

◇ 土地利用に係る計画策定に対する支援

- ・土地利用ニーズの把握、専門家の派遣等に要する経費について復興交付金効果促進事業等で支援

◇ 土地利用に係る計画を実現する事業に対する支援

- ・土地交換に伴う登録免許税の免税措置により、利活用や管理に課題を抱える移転元地等における公有地と民有地の交換・集約を促進
- ・具体的な土地利用ニーズ、住民の合意形成の確認等を踏まえ、復興交付金、社会資本整備総合交付金等で支援

- 【想定される土地利用】
- ・なりわい（農業、漁業、商工業）の再生のための用地造成、基盤施設整備
 - ・コミュニティ活動に必要な施設整備
 - ・公有地と民有地を各々集約したまちづくり 等

◎防集移転元地等の利活用に関する「検討ガイドンス」の作成

- ・市町村による土地利用に係る計画策定や事業実施に参考となる検討手順・留意点・国の支援の考え方を紹介

◎上記施策の普及のため市町村向け説明会の開催

（これまでに「防集移転元地の活用に関する事例集」（平成27年1月）、「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」（平成27年6月）を発出済み）

3-1. 東北の観光復興に関する取組の強化

- 東北の観光については、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況。
- 東北観光復興元年として、国土交通省等の関係省庁と連携し、東北の観光復興を力強く推進。

1. 観光復興関連事業

関係予算を大幅に増額(27当初:5億円⇒28当初:50億円※)。
※27補正を含めると52億円

◆インバウンドに関する取組

○ 東北観光復興対策交付金の創設

(インバウンドを呼び込む地域の取組を支援。また、これらの取組を効果的に推進するため27補正でマーケティング調査等を実施。)
【27補正:1.0億円、28当初:32.7億円】

○ 東北観光復興プロモーションの実施(東北ブランド発信強化)

【28当初:10.0億円】

○ 「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施

(先駆的なモデルケースの創出)
【27補正:1.8億円、28当初:4.2億円】

◆福島に関する取組

○ 特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、教育旅行についても支援

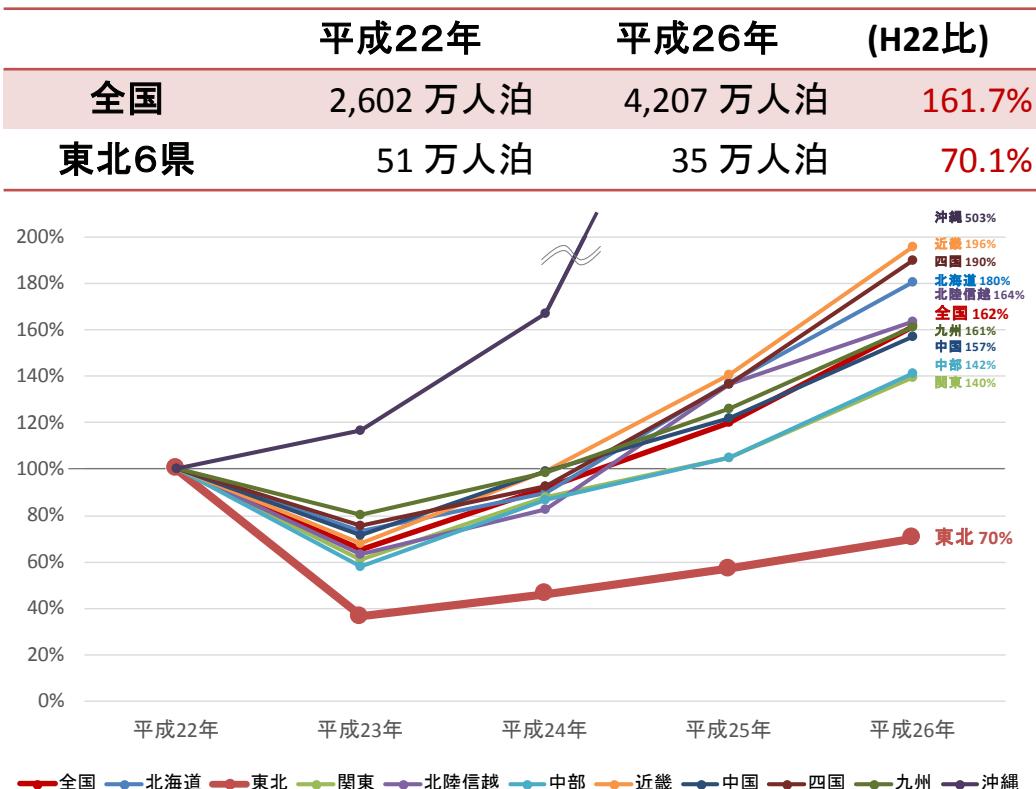
【28当初:2.7億円】

2. 東北観光アドバイザーミーティング

○ 有識者からなる「東北観光アドバイザーミーティング」を復興庁に設置(座長:久保前観光庁長官)。

○ インバウンドを中心に東北の観光が抱える課題と観光復興に向けた対策について、ご議論いただき、今春を目途に提言を得る。

外国人宿泊者数の推移



注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

注2) 従業員10人以上の宿泊施設を使用。

注3) 各ブロックは地方運輸局等の単位による集計
(長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。)

3-2. 被災地の水産加工業販路回復に関する取組の強化について

復興庁

Reconstruction Agency

補正予算によるモデル事業の実施とともに、セミナーの開催、新商品開発のための機器の導入等を支援する復興水産加工業等販路回復促進事業を増額(27年度9.5億円⇒28年度18億円)。

平成27年度

「新しい東北」先導モデル事業により、水産加工業者の多様な取組を支援

【平成25～27年度】

[事業例]

- ① 包装容器メーカーと共同で新商品を開発、
- ② マッチングを通じた販路開拓及び物流の効率化、
- ③ 食育授業等を通じた魚食文化の普及

(復興庁執行)

輸出拡大モデル事業 【補正予算案1.8億円】

[支援例]

- ① 地域ぐるみで複数の特産物を輸出
- ② 広域連携で単一の特産品を輸出
- ③ 安全性の発信、衛生管理向上に向けた取組



(復興庁執行)

復興水産加工業等販路回復促進事業(9.5億円)

失われた販路の回復のため、水産加工業者に対して、

- ① 販路回復アドバイザーグループによる個別指導やセミナー開催
- ② 「東北復興水産加工品展示商談会2015」の開催
- ③ 新商品開発に必要な加工機器の導入等の支援を実施

(農林水産省執行)

平成28年度

19.8億円の予算を計上

【当初予算案18.0億円】

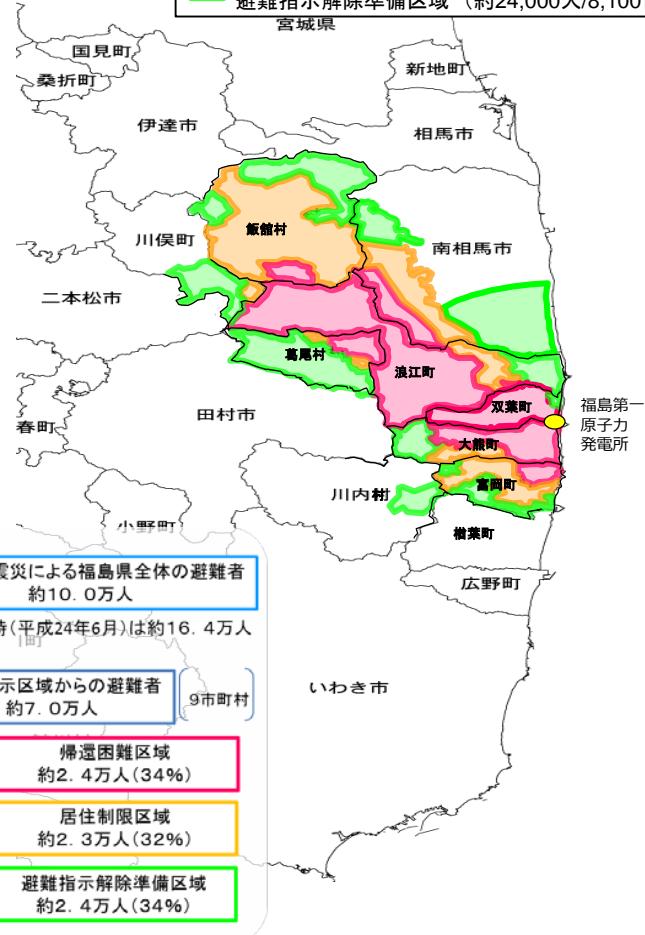
- ・ 被災地事業者のニーズを踏まえ、大幅に増額することにより、加工機器導入支援等の対象事業者を大幅に拡充

(農林水産省執行)

4. 原災地域を中心とした産業・生業(なりわい)の再生

除染や福島再生加速化交付金等による帰還促進などに加え、新たな立地補助金や「福島イノベーション・コースト構想」への取組、原子力災害による被災事業者支援の創設により、原災地域を中心とした産業・生業(なりわい)の再生を推進。

凡例
帰還困難区域（約24,200人/約9,000世帯）
居住制限区域（約22,900人/約8,300世帯）
避難指示解除準備区域（約24,000人/8,100世帯）



産業・生業の再生

- 12市町村内への企業誘致を促進 【企業立地補助金:320億円】
(参考) 既存の立地補助金は基金残を活用し、今まで通り津波浸水地域と福島県全域を対象に現行の事業を継続。
- 福島県浜通り地域の地域産業の復興のため、ロボットテストフィールドを始めとする各種施設の整備や、地元企業との連携等による実用化開発等を支援 【イノベーション・コースト構想関連事業:145億円】
- 被災事業者の自立のため、専門家による被災事業者への訪問、相談支援の実施や事業再開等を支援 【被災事業者支援事業:241億円】※

住民の帰還促進

- 住民の帰還に必要な生活拠点整備等を一括して支援 【福島再生加速化交付金:1,012億円】
- 公共施設等の清掃・修繕や医療・介護サービス、住民への情報提供、一時帰宅バスなどを支援 【福島生活環境整備・帰還再生加速事業:76億円】

帰還に向けた前提条件の整備

- 放射性物質により汚染された土壌等の除染
 - 放射性物質汚染廃棄物処理事業等
 - 中間貯蔵施設の整備等
- 【6,032億円】※
【2,140億円】
【1,346億円】

(注) 上記の各事業の合計額は約1兆円

(注) ※の予算額は平成27年度政府補正予算案で措置した額を含む

(参考)

・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1589報:平成28年1月8日)による。

・避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成27年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計